

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号、最終改正 令和 7 年 12 月 12 日法律第 86 号、以下「法」という）に基づき、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）津波又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、或いは水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等についての実施大綱を示したものである。

ただし、本計画では、土砂災害に対応する必要性を鑑み、土砂災害警戒情報についても記載している。

（注）洪水、津波又は高潮等とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

（6）水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団

体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（10）高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸について、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）。

（11）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（12）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

（13）水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

（14）水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

（15）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周

知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(18) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(21) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位

周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(27) 雨水出水浸水想定区域

水位周知下水道等について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2）。

(28) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸等について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

第3節 水防の責任等

1 市町村及び水防管理団体

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

2 千葉県（水防本部）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。

3 気象庁

気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）

高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

4 国土交通大臣

水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法13条の4）
洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
特定緊急水防活動（法第32条）
水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

5 河川管理者

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

氾濫等の通報（法第24条の2）

6 下水道管理者

下水道管理者が行う水防への協力（下水道法第23条の2）

氾濫等の通報（法第24条の2）

7 海岸管理者

氾濫等の通報（法第24条の2）

8 放送機関、新聞社、NTT 東日本、その他の報道機関

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（法第27条）

9 一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

（参 考） 水防管理団体及び県の水防事務は概ね次のとおりである。

（1）水防管理団体の水防事務

- 1) 水防団の設置（法第5条）
- 2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- 3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 4) 水位の通報（法第12条第1項）
- 5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）

- 6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- 7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- 8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- 9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- 10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- 11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- 12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- 13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- 14) 警戒区域の設定（法第21条）
- 15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- 16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- 17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- 18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- 19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 21) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- 22) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- 23) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- 24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- 25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 26) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- 27) 消防事務との調整（法第50条）

(2) 県の水防事務

- 1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- 3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- 5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- 6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- 7) 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- 8) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 9) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項）

及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3)

- 10) 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防決壊等の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- 11) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- 12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- 13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 14) 水防信号の指定（法第20条）
- 15) 決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
- 16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 17) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 18) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- 19) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第4節 津波における留意事項

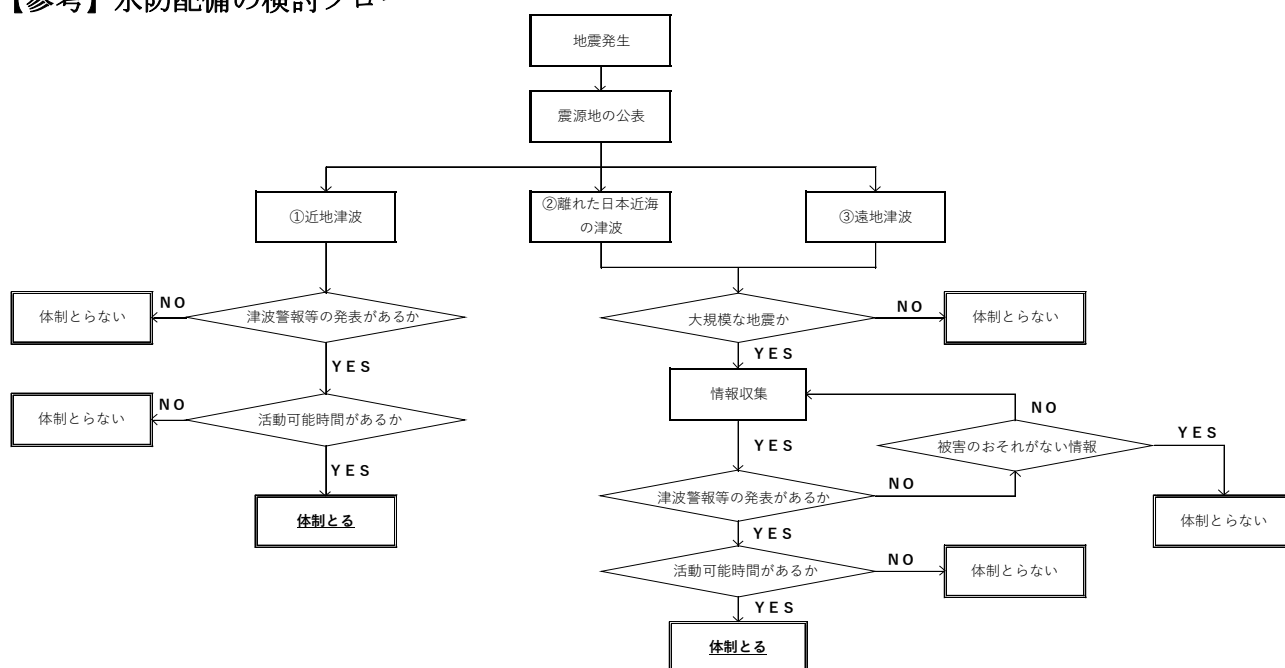
津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

【参考】水防配備の検討フロー



第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。
- ・津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。